

[事案 2022-135] 新契約無効請求

・令和5年5月16日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に代理店を通じて契約した通貨選択型変額終身保険について、契約の際、募集人から、いかにも110%の目標値が達成されるような説明があったが、実際には一時払保険料を下回ることがある契約であったため、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約締結の際、申立人に対して、契約締結前交付書面を使用し、為替リスク、運用、市場価格調整等の説明をし、商品の特性上、短期の資産運用ではなく中期的な資産運用として加入いただくよう説明をしている。
- (2)募集人は、設計書等を用いて、商品のリスクを説明するとともに、15年後運用がうまくいかなかった場合にはドル建てで元本が保障されているが、為替次第ではマイナスもあり得る旨の説明もしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人が所持する設計書には、積立金・解約返戻金等や損益分岐レートのシミュレーションの頁がなく、この点について募集人は、事情聴取において、設計書は印刷する際に項目を取捨選択できるシステムになっていて、申立人への説明に使用した設計書は、シミュレーション部分を省略したものであったと思うなどと陳述しており、契約の際の説明に使用された設計書は省略されたものであったと認めることができる。
- (2)設計書のシミュレーション部分は、変額保険のリスクを理解するための重要な資料のひとつであり、保険会社の運用では、設計書の省略自体は容認できるものの、本契約のような変額保険についてはシミュレーション部分の省略を容認していない。